

道の駅パティオにいがた「指定管理者指定申請に関する質問票」への回答

1. 募集要項

質問①(令和7年8月26日受付)

質問	【P2 3-(1)】 交流休憩施設、防災啓発施設における管理者常駐は不要であり、飲食提供施設乃至は農産物等販売施設の管理者が代替する、という理解で良いでしょうか。また、この場合の「管理」とは具体的にどこまでを指し示すものでしょうか。例として、ジオラマの水が無くなった場合は駅長様が補充されているとの事でしたが、業務仕様書には「模型、液晶ビジョン等施設の点検・保守」が業務範疇に含まれておりました。 ジオラマの修繕・管理は市の設備なので市が行う、常日頃の清掃・何らかの掲示物管理は指定管理者が行う等、詳細をご教示頂けますと幸いです。
回答	「交流休憩施設、防災啓発施設における管理者常駐は不要であり、飲食提供施設乃至は農産物等販売施設の管理者が代替する」で構いません。 防災アーカイブ内のパネルやジオラマについては市の維持管理物としていますので、それらの修繕等は指定管理の対象外ですが、場内の清掃、照明や冷暖房装置の維持管理は指定管理の範囲となります。

質問②(令和7年8月26日受付)

質問	【P5 6-(1)-⑥-(ア)】 道の駅の施設の内、公益サービスを主たる目的として設けられた以下の施設(以下、「パブリック施設」という)に係る費用を、当該年度の実績により支払うものとします。 とありますが、この「実績」とは具体的に何を指しますでしょうか。清掃委託費用等は該当すると思いますが、交流センター等の管理における人件費、トイレトペーパー等の紙類・消耗品類等も対象になるのでしょうか？ 対象となる物、ならない物をそれぞれご教示頂けますと幸いです。
回答	参考資料のP6「9外部委託の実績」を参考にしてください。

質問③(令和7年8月26日受付)

質問	【P8 9-(1)】 以下について、具体的にどの書類が必要かをご教示ください。 ⑭ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類 ⑮ 国税及び地方税を滞納していないことの証明書 また、「⑬ 労働保険料納付済証明書」等、各種証拠書類については直近のもののみで良く、期間の指定は無いと認識してよろしいでしょうか。もし①～⑨において、文章に記載のない物について、期間指定がある様であれば、それぞれご教示頂き度お願い申し上げます。
回答	⑭ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類について 保険関係成立届をご提出ください。(写し可) ⑮ 国税及び地方税を滞納していないことの証明書について ・国税 【法人の場合】 税務署発行の国税に未納が無いことの証明(納税証明書その3の3) 【共同体で応募し、その構成員に個人がいる場合】 税務署発行の国税に未納が無いことの証明(納税証明書その3の2) ・地方税 本社のある都道府県・市区町村が発行する納税証明書(未納税額のないことの証明書) ※国税、地方税ともに申請日前3カ月以内に発行されたものをご提出ください。 「⑬ 労働保険料納付済証明書」等、各種証拠書類については直近のものをご提出ください。 ①～⑨につきましても、期間指定の記載がないものは、直近のものをご提出ください。

2. 業務仕様書

質問①(令和7年8月26日受付)

質問	駅長様が常駐されていると伺いましたが、駅長様の業務範囲をご教示ください。
回答	主として、来場者への施設及び市内の案内や情報提供、館内外の巡回と簡単な清掃等の管理、児童生徒の校外学習等の対応、ドクターヘリ発着対応などを行います。

質問②(令和7年8月26日受付)

質問	【P4 5-(6)】 情報発信について、「独自に本施設のホームページを開設」とありますが、現在あるHPについて、サーバーごと管理権限をこちらに頂き、必要に応じて一部改修を行う形でしょうか。それとも、基本的には0ベースからの作成であり、サーバー管理等も指定管理者が請け負う形でしょうか。その場合の運営費用も、全て指定管理者が担う認識でしょうか。SNS運用等、業務範疇も含めてご回答頂けます様お願い申し上げます。
回答	現状のHP及びSNSは市公式ではなく、指定管理者が独自に作成・管理・費用負担をしております。

質問③(令和7年8月26日受付)

質問	【P4 5-(8)】 施設及び設備の維持管理の各項目において、今回指定管理者が請け負う範疇はどこまででしょうか。現地説明会では「緑地帯の管理はキズナの森様が行う」とありましたが、業務仕様書には「外周、植樹帯、水路等の清掃、草刈、除雪等は適時行う」とあります。同じ「指定管理者」であるとしても、今回除外される項目があるのであればご回答頂けますと幸いです。尚、本項目以外にも同様の事項があればご教示下さい。
回答	今回の募集に際しては、指定管理者業務仕様書P3に記載、および、指定管理区域図の赤枠内に示す範囲での「外周、植樹帯、水路等の清掃、草刈、除雪等をは適時行う」となります。上記範囲における管理を指定管理者が他業者等へ委託しても構いません。

質問④(令和7年8月26日受付)

質問	【P4 5-(3)】 「農産物集荷主任」は、当社の場合近くに本部がある為、本部のバイヤーが兼任し施設内には主任を置かない形でも良いでしょうか。
回答	業務に支障が無いのであれば、それでも構いません。

質問⑤(令和7年8月26日受付)

質問	【P4 5-(8)】 「日常警備及び夜間警備を行う事」とありますが、どこまでの物を求められる物でしょうか。市の設備である防犯カメラの確認・維持程度で良いのか、警備員を常設する必要があるのか、ご教示頂き度お願い申し上げます。 同様に、参考資料内には「施設防犯警備：年間保守」とありますが、現在防犯カメラ等は市の設備であると伺っておりますが、これらの費用は市が負担する認識で宜しいでしょうか。
回答	日常警備は、参考資料P6「9 外部委託の実績」にあるように、イベント等で混雑が予想されるなど指定管理者が必要と思われる範囲と考えます。 夜間警備に関しては、年間保守を警備会社等へ委託することが現実的であると考えます。 なお、市の防犯カメラはあくまで確認・記録用で設置しておりますのでご活用下さい。修繕等は「指定管理者業務仕様書」P7 「16.管理経費に関する事」に記載のとおり、30万円未満は指定管理者、30万円以上は市の負担となります。

質問⑥(令和7年8月26日受付)

質問	【P4 5-(10)】 「アンケート調査報告書を提出する事」とありますが、市が求めている頻度はどの程度でしょうか。また、質問項目の指定などは有りますでしょうか。
回答	頻度は年1回でも構いませんが、集計結果は市に報告していただきます。 内容については、利用者等の声を聞き運営等を確認する、または、参考にする等、指定管理者と利用者等が良きものとなるようお考え下さい。

質問⑦(令和7年8月26日受付)

質問	【P4 6】 交流休憩施設での「市主催又は地域住民が行う活動等の対応」は、原則指定管理者が主となり対応する物でしょうか。それとも、駅長様が窓口となり、必要に応じて指定管理者が対応の協力を行う物でしょうか。
回答	施設管理者である指定管理者が対応してください。